

# 高崎経済大学学位規程

平成23年度

規程第84号

## (目的)

第1条 この規程は、高崎経済大学学則（平成23年度規程第1号。以下「学則」という。）第42条第2項及び高崎経済大学大学院学則（平成23年度規程第2号。以下「大学院学則」という。）第33条第2項の定めるところにより、高崎経済大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、必要な事項を定める。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 前項の規定により、学部の学科並びに大学院研究科の専攻に対応する学位に付記する専攻分野の名称は、以下のとおりとする。

| 学位  | 区 分      |              | 専攻分野の名称   |
|-----|----------|--------------|-----------|
| 学 士 | 経済学部     | 経済学科         | 経済学       |
|     | 経済学部     | 経営学科         | 経済学       |
|     | 経済学部     | 国際学科         | 経済学       |
|     | 地域政策学部   | 地域政策学科       | 地域政策学     |
|     | 地域政策学部   | 地域づくり学科      | 地域政策学     |
|     | 地域政策学部   | 観光政策学科       | 地域政策学     |
| 修 士 | 地域政策研究科  | 地域政策専攻       | 地域政策学     |
|     | 経済・経営研究科 | 現代社会経済システム専攻 | 経済学       |
|     |          | 現代経営ビジネス専攻   | 経営学       |
| 博 士 | 地域政策研究科  | 地域政策専攻       | 地域政策学又は学術 |
|     | 経済・経営研究科 | 現代経済経営研究専攻   | 経済学又は経営学  |

## (学位の名称)

第3条 本学から学位を授与された者が学位の名称を用いる場合には、高崎経済大学の名称を付記しなければならない。

## (学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、学則及び本学学部規程の定めるところの卒業要件を満たした

者に授与する。

2 修士及び博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院研究科の課程を修了した者に授与する。

3 前項の規定にかかわらず、大学院学則第34条の規定に定める者に、博士の学位を授与することができる。

(論文等の提出)

第5条 前条第2項の規定により、本学大学院研究科の課程を経て学位の授与を申請する者は、別に掲げる学位授与申請書(様式第1号、様式第2号)に学位論文、附属書類を添えて、当該研究科が別に定める期日までに、当該研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 博士前期課程については、当該研究科長が、研究科委員会の議を経て、課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定課題研究成果をもって学位論文に替えることができる。

3 前条第3項の規定により、本学大学院研究科博士後期課程を経ないで博士の学位の授与を申請する者は、別に掲げる学位授与申請書(様式第3号)に学位論文、附属書類及び博士学位論文審査料5万円を添えて、当該研究科長を経て学長に提出しなければならない。

4 提出した学位論文及び納付した博士学位論文審査料は還付しない。

(論文)

第6条 学位論文は一編とする。ただし、参考論文を添付することができる。

2 研究科長が必要と認めるときは、論文の訳本、その他を提出させることができる。

(論文の受理)

第7条 学位論文の受理は、当該論文の専攻分野の属する研究科委員会の議を経て学長が決定し、当該研究科長にその審査を付託する。

(審査委員会)

第8条 前条により、学位論文の審査を付託された研究科長は、論文内容に関連する科目担当の教授及び准教授の中から3名以上の審査委員(内1名は主査)を選出して、審査委員会を設け審査を行う。

2 研究科長は、審査のため必要があると認めるとき、前項の規定にかかわらず、他の研究科又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員とすることができる。

(審査、最終試験及び試問)

第9条 審査委員会において行う審査は、第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者については、学位論文の審査及び最終試験とし、同条第3項の規定により博士の学位の授与を申請する者については、学位論文の審査及び試問とする。

2 最終試験は、学位論文を主とし、これに関連のある科目については口答又は筆答試験により行う。

3 試問は、口答及び筆答試験により、専攻学術及び研究主題並びに外国語について、本学大学院研究科博士後期課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認するために行い、外国語については原則として1種類を課する。

(審査期間)

第10条 博士の学位論文審査及び最終試験又は試問は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別な事情があるときは、研究科委員会の議を経てその期間を1年以内に限り延長することができる。

2 修士の学位論文は、在学中に提出させ、その審査及び最終試験を終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は試問を終了したときは学位論文の内容の要旨、学位論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨に、学位の授与についての意見を添え、研究科長に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第12条 研究科長は、前条の報告に基づいて研究科委員会において審議し、第4条第2項の規定による者については、学位論文及び最終試験の合否について議決し、同条第3項の規定による者については、学位論文及び試問の合否について議決する。

2 前項の議決は、当該研究科委員会の委員総数の2分の1以上出席し、かつ、博士の学位については出席委員の3分の2以上、修士の学位については出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。ただし、公務による長期出張又は休職中のため出席できない委員は、委員の数に参入しない。

(研究科長の報告)

第13条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果を文章で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第14条 学長は、第4条第1項による者については、当該教授会の議を経て、別に掲げる学位記(様式第4号～様式第9号)により学位を授与することができる。

2 学長は、前条の報告に基づいて第4条第2項の規定による者については、当該研究科の課程修了の可否、同条3項の規定による者については、学位授与の可否について決定し、当該研究科の課程修了又は学位授与を可とした者には、別に掲げる学位記(様式第10号～様式第16号の2)により学位を授与することができる。なお、学位を授与できない者には、その旨を文書で通知する。

3 前2項により学位を授与する場合にあっては、第2条第2項の表の区分に応じ、それぞれ専攻分野を付記するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第15条 学長は、博士の学位を授与したとき、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文(以下「博士論文」という。)の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により博士論文又はその博士論文の内容を要約したものを公表するときは、高崎経済大学審査学位論文又はその要約である旨を明記しなければならない。

(論文の保存)

第17条 修士論文及び博士論文の1部は、別に定めるところにより、本学図書館に保存する。

(記録の保存)

第18条 学長は、修士及び博士の学位を授与したとき、論文の審査及び試験又は学

力確認の結果の要旨その他必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、これを保存するものとする。

(学位の取り消し)

第19条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当する場合には、学長は、学士の学位については当該教授会の議を経て、修士及び博士の学位については当該研究科委員会の議を経て、その授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 名誉を汚す行為があったとき

2 当該教授会又は当該研究科委員会において前項の議決をする場合には、第12条第2項の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第20条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、省令第12条の規定により文部科学大臣に報告する。

(委任)

第21条 この規程で定めるもののほか必要な事項は、学士の学位については学部長が当該教授会の、修士及び博士の学位については研究科長が当該研究科委員会の議を経て、学長の承認を経て別に定めることができる。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月11日第13号)

この改正は、平成24年7月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年9月12日第14号)

この改正は、平成24年9月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年12月12日第24号）

この改正は、平成24年12月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月12日第5号）

この改正は、平成25年6月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年8月6日第13号）

この改正は、平成26年8月6日から施行する。

附 則（平成27年3月4日第30号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月14日第14号）

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）高崎経済大学長

大学院                      研究科                      専攻  
（氏名）

学 位 授 与 申 請 書

高崎経済大学学位規程第5条第1項の規定により下記書類を添え、修士  
（     ）の学位の授与を申請します。

記

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 履歴書            | 通 |
| 2 論文目録           | 部 |
| 3 学位論文（特定課題研究成果） | 部 |
| 4 参考文献 各編につき     | 部 |
| 5 学位論文内容要旨       | 部 |

備考 書類の提出部数は、各研究科において別に定める。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）高崎経済大学長

大学院                      研究科                      専攻  
（氏名）

学 位 授 与 申 請 書

高崎経済大学学位規程第5条第1項の規定により下記書類を添え、博士  
（     ）の学位の授与を申請します。

記

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 履歴書        | 通 |
| 2 論文目録       | 部 |
| 3 学位論文       | 部 |
| 4 参考文献 各編につき | 部 |
| 5 学位論文内容要旨   | 部 |

備考 書類の提出部数は、各研究科において別に定める。



様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）高崎経済大学長

大学院                      研究科                      専攻  
（氏名）

学 位 授 与 申 請 書

高崎経済大学学位規程第5条第3項の規定により下記書類を添え、博士  
（     ）の学位の授与を申請します。

記

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 履歴書          | 通 |
| 2 論文目録         | 部 |
| 3 学位論文         | 部 |
| 4 参考文献 各編につき   | 部 |
| 5 学位論文内容要旨     | 部 |
| 6 修了証明書（卒業証明書） | 通 |

備考 書類の提出部数は、各研究科において別に定める。